

保険部からのお願い！

(1) 長期理由の記載について

長期理由は具体的に記載して下さい。

・「運動痛があり長期を要した」・「違和感があり長期を要した」等では曖昧的な表現(具体的でない)として症状の記載とは認められず、**内容不備で返戻の対象**になります。

腰部捻挫の例: 前屈時痛、後屈時痛、起座痛、体幹右捻転痛 残存す。

これ等を改善するために長期加療を要しています。

動的表現を用いて具体的に記載してください

(2) 自賠責施術証明書・施術費明細書について

裏面の施術料金記載欄の「・・・から受領済み」の部分の場合は、他の保険の時と違って訂正印が必要とされております。必ず二重線で消し、**訂正印を押してください**。

【 下記 図例参考】

請求 別 受領	施術料￥ を	殿	に請求中 から受領済み 印	請求中または受領済の何れか を抹消し、消印して下さい。
---------------	-----------	---	-----------------------------	--------------------------------

(3) 返戻レセプトの再請求について

返戻になったレセプトを再請求する場合、原則として新たに作成せずに「返戻になったレセプトを訂正して、付箋をつけて提出」することになっております。訂正箇所に二重線を引き、正しい金額等を記載して下さい。通常では**訂正印は必要ない**ことになっておりますが、一部保険者からは訂正印を求められる場合がありますので、**保険者の指示に従ってください**。

なお、やむを得ず新たに作成をしなければいけない場合は、新しく作成したレセプトに、返戻になったレセプト（返戻付箋も必ず添付したまま）と一緒に綴じて提出して下さい。一緒に綴じた返戻レセプトには必ず大きく斜線を引いてください。

新たに作成の場合、必ず患者様から再度署名をしてください。

(患者様からもらえない場合は、もとの返戻された申請書を訂正して使用)

